

北極の諸課題に関する定期的な政府間の検討と協議の機会を提供することを切望して、ここに以下の通り宣言する。

1 【北極評議会の設立】北極評議会は、以下を行う高級レベルのフォーラムとして設立される。

(a) 北極の共通の諸課題^{注1}、特に北極における持続可能な発展と環境保護に関する諸課題につき、北極先住民社会その他北極住民の関与を得て北極国^{注2}の間で協力、調整と相互作用を促進する手段を提供すること。

注1 北極評議会は軍事上の安全保障に関わる問題を扱うべきではない。

(b) AEP Sの下で設立された以下の諸活動を監督し調整すること。北極監視評価計画(A M A P)、北極動植物相保全(C A F F)、北極海洋環境保護(P A M E)、緊急事態防止、準備及び対応(E P P R)。

(c) 持続可能な発展に関する計画につきその綱領を採択し、同計画を監督しかつ調整すること。

(d) 北極関連の諸課題につき情報を普及し、教育を奨励し、そして関心を高めること。

2 【構成】北極評議会の構成国は、カナダ、デンマーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア共和国、スウェーデン、アメリカ合衆国(北極国(the Arctic States))である。

イヌイット極域会議、サミー評議会、ロシア共和国シベリア北方及び極東先住少数民族協会は、北極評議会の常設参加者^{注3}の構成組織である。その他の先住民^{注4}の北極組織で北極の先住民の構成が多数であった以下を代表するものに、常設参加が開放される。

注2 この宣言で使用される人民(people)という用語は、その用語に国際法によって付与される権利に關しかなる意旨があるものとしても解釈されてはならない。

(b)(a) 複数の北極国に居住する単一の先住民単一の北極国に居住する複数の北極先住民北極評議会の決定による。常設参加者の数は、いかなる場合にも評議会構成国の数より少なくなるべきである。

常設参加者という分類は、北極先住民の代表が北極評議会において積極的に参加し十分な協議を得るために創設される。

3 【オブザーバー】北極評議会のオブザーバーの地位は、評議会がその作業に貢献できると認定する以下のものに開放される。

(a) 非北極国
(b) 政府間組織及び議員間組織(普遍的ないし地域的なもの)
(c) 非政府組織

4 【会合】評議会は、連絡と調整を行うため、通常隔年に開催し、上級実務者の会合はより頻繁に開催される。北極国はそれぞれ北極評議会に関する事項を扱う連絡先を指定すべきである。

5 【会合事務】事務的支援を含む北極評議会の会合を主催する責任は、北極国の中で順番に持ち回りにすべきである。

6 北極評議会は、その最初の議題として、その会合及び作業部会の会合に関する手続規則を採択すべきである。

7 北極評議会の決定は、その構成国のコンセンサスによって行われる。

8 AEP Sの下で設置された先住民事務局は、北極評議会の枠組においても維持される。

9 北極評議会は、そのプログラムや関連する体制に関する優先順位と予算につき、定期的に再検討すべきである。

以下に署名した我々政府の代表者は、北極評議会の政治的重要性を認識し、その成果を促進

させることを意図して、この宣言に署名をした。
署名(略)
北極評議会の設立に関する北極諸国の共同コミュニケ(略)

7 10 北極における油による海洋汚染に対する準備及び対応に関する協力に関する協定(抄)

(抄) 北極海油濁対応協力協定

署名 二〇一三年五月二五日(キルナ) 効力発生

カナダ、デンマーク王国、フィンランド共和国、アイスランド、ノルウェー王国、ロシア共和国、スウェーデン王国、そしてアメリカ合衆国の各政府(以下、締約国)は、

一九八二年国連海洋法条約の関連規定を考慮し、一九九〇年の油による汚染に係わる準備、対応及び協力に関する国際条約の締約国であり、

一九六九年の油による汚染を伴う事故の場合における公海上の措置に関する国際条約をも考慮し、

さらに「汚染者負担」原則が一般原則として適用されることを考慮し、

一九九六年北極評議会設立に関するオタワ宣言を想起し、

二〇一一年北極評議会第七回閣僚会合で採択されたヌーク宣言において、八つの北極国を代表する閣

僚が北極海洋油濁に対する準備と対応に関する国際的な文書を作成するためのタスクフォースを設置したことを強調し、

国際海事機関の役割、特に北極環境での運輸に具体的に伴うリスクに対応するための追加的な規則と標準を作成し採択することを認め、

海洋における油による汚染が脆弱な北極の海洋環境及び地域と先住民社会の暮らしに脅威となることを認識し、

油による汚染事故が発生した際、締約国の迅速で実効的な行動と協力が事故から生じうる損害を最小限にするために不可欠であることに留意し、

厳しく遠い北極の諸条件が油による汚染に対する準備と対応に関する活動に投げかける挑戦を認め、北極住民及び北極を来訪する人々の活動を含め、北極地域における海上交通その他人間活動が増大していることに留意し、

さらに、先住民、地域社会、地方自治体及び北極住民一人一人が、油による汚染に対する準備と対応を支援するための北極海洋環境に関する有益な資源と知識を提供し得ることに留意し、

加えて、油による汚染に対する準備と対応に関連する多様なステークホルダーの専門的知見と役割をも認め、

締約国に課された北極海洋環境を保護する義務を自覚しつ、第一に重要なのは油による汚染を回避する予防的措置であることに留意し、

さらに、北極の海洋生態系的重要性と、海洋及び沿岸環境とその天然資源を保全し持続的に利用することを促進し奨励するための協力の重要性を認め、

海洋における油汚染に対する準備と対応の分野、特に北極環境とその環境に対する汚染の影響に関する情報、データ及び経験を交換するための重要性と、定期的な共同訓練や演習を実施し、共同の研究開発をすることの重要性を強調し、

ここに以下の通り合意した。

第一条 協定の目的 この協定の目的は、海洋環境を油による汚染から守るため北極における油による汚染に対する準備及び対応につき、締約国間の協力、調整及び相互援助を強化することである。

第二条用語と定義

第三条 協定の適用範囲 1 この協定は、その締約国政府の国家が国際法に基づきその主権、主権の権利を行使するすべての海域（その内水、領海、排他的経済水域及び大陸棚を含む）で以下に定める南の境界より北の海域で生じ又は当該海域に脅威をもたらす油汚染事故に関して適用される。

カナダ・北緯六〇度より北の海域

デンマーク王国(グリーンランドとフェロー諸島を含む)・グリーンランドの排他的経済水域及びフェロー諸島の漁業水域の南の境界より北の海域

フィンランド・北緯六三度三分より北の海域

アイスランド・アイスランドの排他的経済水域の南の境界より北の海域

ロシア共和国・白海、バレンツ海、カラ海、ラプテフ海、東シベリア海及びチャクチ海の沿岸線より北の海域、及び、これら諸海に流れ込む河川の河口で領海の幅を測定する基線側の海側

スウェーデン・北緯六三度三分より北の海域

アメリカ合衆国・沿岸基線より海側の海域で、ボフノート海、合衆国とカナダの国境からアラスカ本土の北に沿ってアリュシャン諸島の南二四海里より北の海域まで、及び、ベーリング海においては合衆国の排他的経済水域の境界から東の海域

2 締約国は、国際法と整合する限りにおいて、国家の管轄権を越える海域で第一項に定められた南の境界より北の海域においても、この協定の第六条、第七条、第八条、第一〇条及び第一五条につき、また適当な場合には他の条文につき、これを適用する。

3 (略)

第四条 油汚染に対する準備と対応の体制 1 締約国は、油汚染事故に迅速かつ実効的に対応するための国内体制を維持する。当該体制は、油汚染事故が発生し又はそれに影響を受ける最も可能性の高い特定の活動や地域及び生態系に関する特別の重要性を有する、当該地域への通知されるリスクを考慮に入れる。また、当該体制には、少なくとも油汚染事故に対する準備と対応のための国内緊急事態計画を含める。当該緊急事態計画には、この協定に従い作成される指針及び他の関連する国際的合意を考慮して、公的、私的の間わず関係する諸機関の組織上の関係を含める。

2 締約国は、適当な場合には、他の締約国や石油及び海運業界、港湾当局や他の関連機関と協力して以下を整備する。

(a) 関連するリスクに相応しい最低限の常設の油流出防止装備とその使用のための計画

(b) 油汚染対応機関のための演習計画及び関係要員の訓練計画

(c) 油汚染事故に対応するための計画と通信能力

(d) 油汚染事故への対応を調整するための仕組みないし取り決めで、適当な場合には、必要な資源を動員するための能力を伴うもの

第五条 当局と連絡先

(略)

第六条 通報

(略)

第七条 監視

(略)

第八条 対応活動に関する援助の要請及び調整と協力

1 締約国は、他の締約国に対し油汚染事故への対応につき援助を要請することができる。

2 援助を要請する締約国は、要請する援助の種類や規模を特定するよう努力する。

3 締約国は、影響を受けている又は受ける可能性がある締約国から要請があった場合には、油汚染事故に対応することを目的として協力をし、助言、技術

的支援、装備ないし要員を含む援助を提供する。

第九条 資源の国境を越える移動及び回収 適用可能な国内法及び国際法に従い、締約国は、以下を容易にするために必要な法的ないし行政的措置をとる。

- (a) 油污事故が対応することに従事する又は油污事故が対処するために必要な要員、貨物、物資及び装備を輸送しての船舶、航空機及び他の移動手段の自国領域への到着、自国領域での利用および自国領域からの出国
- (b) (a)に言及された要員、貨物、物資、対応用品及び自国領域からの迅速な移動

第二〇条 援助の費用の償還

第二一条 油污事故対応活動の共同での再検討

第二条 協力と情報交換

第三条 共同演習及び訓練

第四条 締約国の会合

協定の発効日から一年以内に、その後は締約国が決定する時に寄託者が召集して会合する。会合において締約国は、この協定の実施に関わる問題を再検討し、適当な場合には第二〇条に従いこの協定の附録又は附録の修正を採択し、締約国が決定するその他の問題につき検討する。締約国は、この会合を北極評議会の会合と合わせて開催することを選択できる。

2 締約国は、定期的に、その権限ある国内当局を通してこの協定の実施に関する運用上の問題を討議し再検討する。その際、適当な場合には、北極評議会を含むがそれに限られない関連する諸機関と協力する。運用上の問題には、協力と利用可能な情報の交換を含むがそれに限られない。

第五条 資源 1 この協定の第一〇条に定める場合ないしその他合意される場合を除き、締約国は、この協定の実施から生じる自国の費用につき負担する。

2 第一〇条を除き、この協定の実施は、締約国の能力と関連する資源の利用可能性に服する。

第一六条 (他の国際協定との関係) この協定は、他の関連する国際協定又は一九八二年国連海洋法条約に反映された慣習国際法に基づく締約国の権利義務を変更するものと解釈されてはならない。

第一七条 非締約国 適当な場合に締約国は、この協定で想定される活動に貢献できる可能性のある協定非締約国との協力を国際法に従い求めることができる。

第一八条 (紛争解決) 締約国は、この協定の適用又は解釈に関するいかなる紛争も直接の協議により解決する。

第一九条 この協定の改正 1 この協定は、すべての締約国の書面による合意により改正することができる。

2 (略)

第二〇条 附録 1 この協定の附録はこの協定の不可分の文書を構成せず、法的拘束力を有しない。

2 第四条に定める締約国の会合において、締約国は追加の附録又は既存の附録の修正を採択することができ、但し、第五条に定める附録については、同条に定めるところにより修正される。

第二一条 (運用上の指針) 1 締約国は、この協定の実施に資する運用上の指針を作成し維持する。運用上の指針は、この協定の附録に記載され、適宜修正される。

2 運用上の指針は、就中、以下の課題に対応するものとする。

- (a) 通報、援助の要請及びその他の関連する情報に関する体制及び様式
 - (b) 複数国による対応活動に関する援助の提供及び調整と協力(国家の管轄権を越える区域を含む)
 - (c) 資源の国境を越える移動及び回収
 - (d) 油污事故対応活動に関する共同の再検討を実施するための手続
 - (e) 共同演習及び訓練を実施するための手続
- 援助の費用の償還

3 運用上の指針を作成し修正するにあたり、締約国は、適宜、関係するステークホルダーからの意見を求める。

第二三条 暫定適用、効力発生及び脱退 (略)

第二三条 寄託者 ノルウェー政府がこの協定の寄託者となる。

二〇一三年五月一日にキルナにおいて、英語フランス語、ロシア語の本文をひとしく正文として作成された。この協定の運用上の言語は、この協定の交渉時の言語であった英語とする。

署名(略)

附録 I 権限ある国内当局

附録 II 二四時間運用する国内連絡先

附録 III 援助を要請し要請された援助を提供することを決定する当局

附録 IV 運用上の指針

附録 V 協力と情報交換

(略)